

## ■基本目標Ⅱ 男女共同参画による豊かな社会づくり

### 重点目標1

#### 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策や方針を決定する場で、男女の多様な意見がバランスよく反映されるよう、意思決定過程等への女性の参画促進、及び参画できるような女性人材の育成に努めます。

### 重点目標2

#### 地域社会への男女共同参画の促進

男女がともに地域活動等に積極的に参画できる社会づくりに努めます。

### 重点目標3

#### 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境整備

年齢や障害の有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる環境づくりに努めます。

### 重点目標4

#### 農山村における男女共同参画の確立

農山村の女性が労働に見合った正当な評価を受け、活動しやすい環境づくりに努めます。

### 重点目標5

#### 国際社会を視野に入れた男女共同参画の促進

男女共同参画に関する国際的な規範等の取り入れ・浸透に努めるとともに、男女共同参画の視点に立った国際交流・協力を推進します。

## 重点目標1

### 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

#### 現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野の意思決定の場に男女が対等に参画することが重要です。

特に自治体においては、政策・決定が住民に与える影響が大きいことから、決定にあたり男女の多様な意見がバランスよく反映されることが必要です。

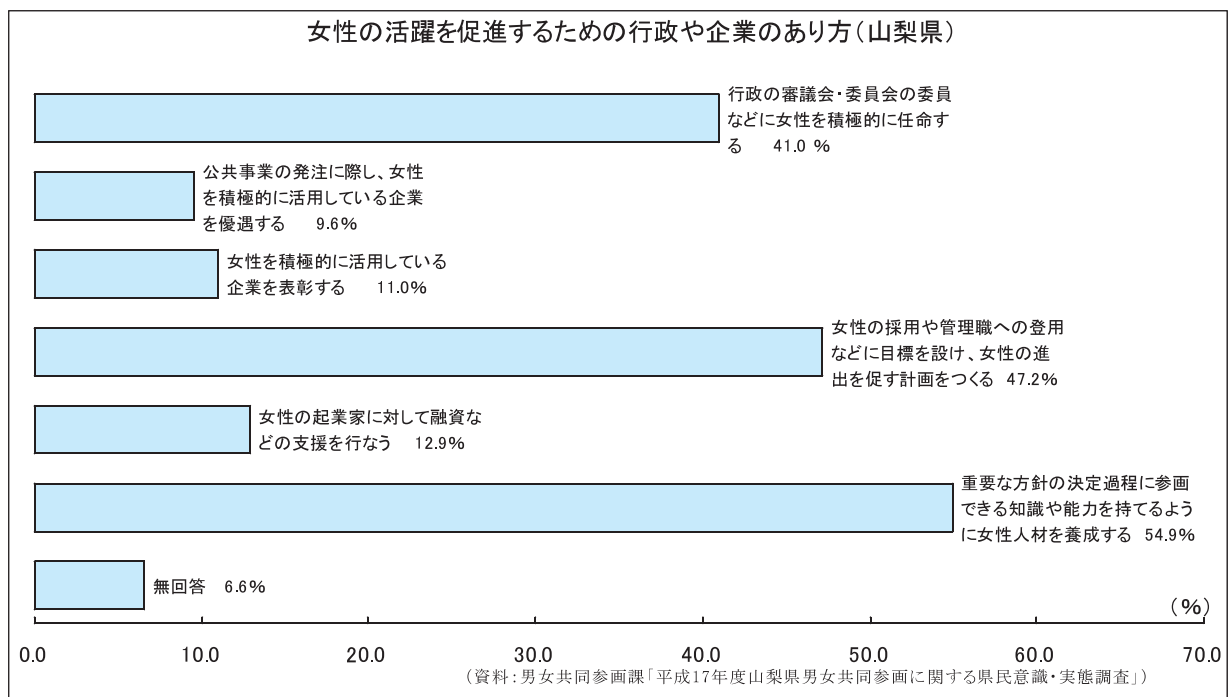
県の状況を見ると、人口の51.0%（総人口884,515人：女450,946人、男433,569人、H17国勢調査）を女性が占めているにもかかわらず、県の審議会委員のうち女性委員の割合（※）は35.1%（H18年9月1日現在）であり、市町村全体では**18.2%**（H18年4月1日現在）と、女性委員の割合が総じて少ないのが現状です。

また、管理的職業従事者における女性の割合は9.5%（H12年国勢調査）であり、全国平均の11.2%を下回っています。

県民意識・実態調査によると、女性の活躍を促進するための行政や企業のあり方として、「重要な方針の決定過程に参画できる知識や能力を持てるような女性人材を養成する」、「女性の採用や管理職への登用などに目標を設け、女性の進出を促す計画をつくる」、「行政の審議会・委員会の委員などに女性を積極的に任命する」ことが重要であるという回答が多くなっています。

このようなことから、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、まず、県として率先して取り組むとともに、市町村、企業、団体、地域等での取組を促進するよう働きかけていく必要があります。

※ 法律等で役職指定されるなど、選任が困難な場合は除く



## 施策の方向

### (1) 各種審議会委員等への女性の参画促進

- ①政策・方針の立案から決定までの過程において、男女の意見がバランスよく反映されるよう審議会等委員に女性を積極的に登用します。(新行政システム課)
- ②市町村に対し、審議会委員等に女性を積極的に登用するよう助言するとともに、必要な情報提供を行います。(男女共同参画課、市町村課)
- ③市町村長、企業経営者等の男女共同参画についての意識改革を図ります。(男女共同参画課)

### (2) 女性職員の登用の推進

- ①女性職員の能力開発を計画的に進める中で、積極的に管理職への登用を図ります。(人事課)
- ②女性教員の管理職への登用に努めます。(義務教育課、高校教育課)
- ③市町村や事業所に対し、女性職員の登用を働きかけるとともに、必要な情報提供を行います。(男女共同参画課、市町村課)

### (3) 女性の人材育成等

- ①女性の審議会委員等への登用促進を図るため、政策・方針決定過程に参画できる人材を育成します。(男女共同参画課)
- ②様々な分野における、女性の人材情報の収集及び提供に努めます。(男女共同参画課)

---

#### 数値目標

- ◆県の審議会委員等への女性の登用率  
H23年度末 38.0% (H18年度 (H18.9.1) 35.1%)
  - ◆管理的職業従事者における女性の割合 H23年 20.0%  
(H12年 9.5%)
-

## 重点目標2

### 地域社会への男女共同参画の促進

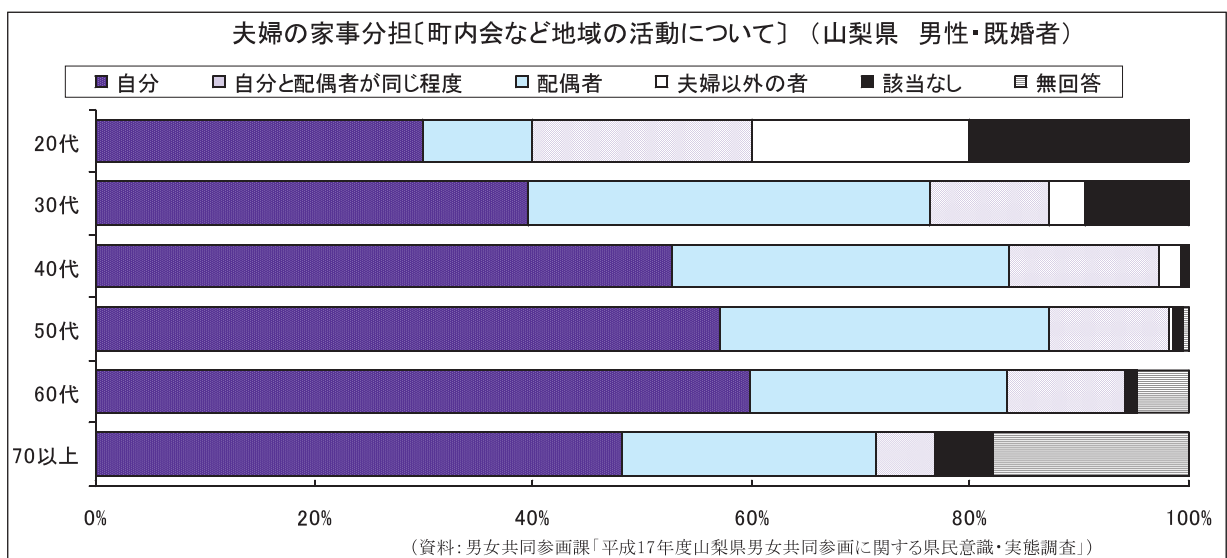
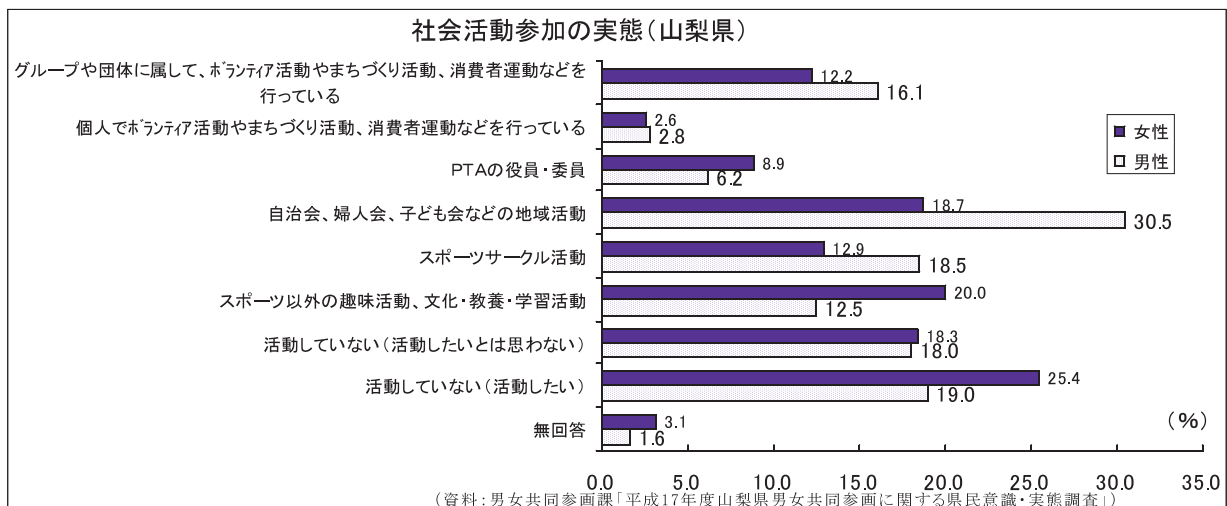
#### 現状と課題

安全・安心で活力ある地域社会をつかっていくためには、男女が共に積極的に地域活動に参画することが必要です。特に近年、環境問題、災害時等の防災復興対策、地域おこし、まちづくり、観光振興などにも協力して取り組むことが求められています。

県民意識・実態調査によると、自治会等の地域活動への参加は男性が多い状況となっています。また、自治会長・区長における女性の割合はきわめて少数です。このことから、自治会への女性の参画を拡大し、地域の役職に女性が就任することが普通になるようにする必要があります。

また、価値観の多様化した現在、一人ひとりの生活や地域にあったボランティアやNPO活動が求められています。男性も女性も、従来の自治会活動とは違った分野や規模で、多様な活動を起こし、また参画することで、活力ある地域社会が実現されます。

今後は、これまで女性の参画が少なかった分野への女性の参画を広げていくとともに、男女ともライフスタイルを見直し、身近な地域活動に積極的に参画していくことが必要です。



## 施策の方向

### (1) 地域社会活動への男女共同参画の推進

- ①自治会等地域活動の運営等に女性が積極的に参画し、男女共同参画による住民の自主的な地域づくりができるよう、啓発活動に努めます。(男女共同参画課)
- ②男性の職場中心のライフスタイルを見直し、男女が共に地域活動や家庭生活に参画できるように支援します。(男女共同参画課)
- ③ボランティアやNPO活動に男女が共に参画できるよう情報提供等を行い、自主的な活動への参画を図ります。(県民生活課)

### (2) 環境分野での男女共同参画の推進

- 環境保全に関する実践活動への参画機会の拡大、情報提供の充実に努めます。(循環型社会推進課)

### (3) 地域おこし、まちづくり、観光分野等における男女共同参画の推進

- 地域おこし、まちづくり、観光などに女性が参画した事例などの情報収集、提供を通してそれらの分野への女性の参画を促進します。(男女共同参画課)

### (4) 男女共同参画の視点を取り入れた防災(災害復興)体制の促進

- ①防災・復興に関する施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。(消防防災課)
- ②災害時の避難所等、防災・災害復興の様々な場面における支援体制への女性の参画を促進します。(消防防災課)

---

#### 数値目標

- ◆自治会長、区長に占める女性の割合  
H23年度末 2.0% (H18年度 1.2%)
  - ◆人口10万人あたりのNPO法人数  
H23年度末 33法人 (H17年度 18法人)
-

### 重点目標3

## 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境整備

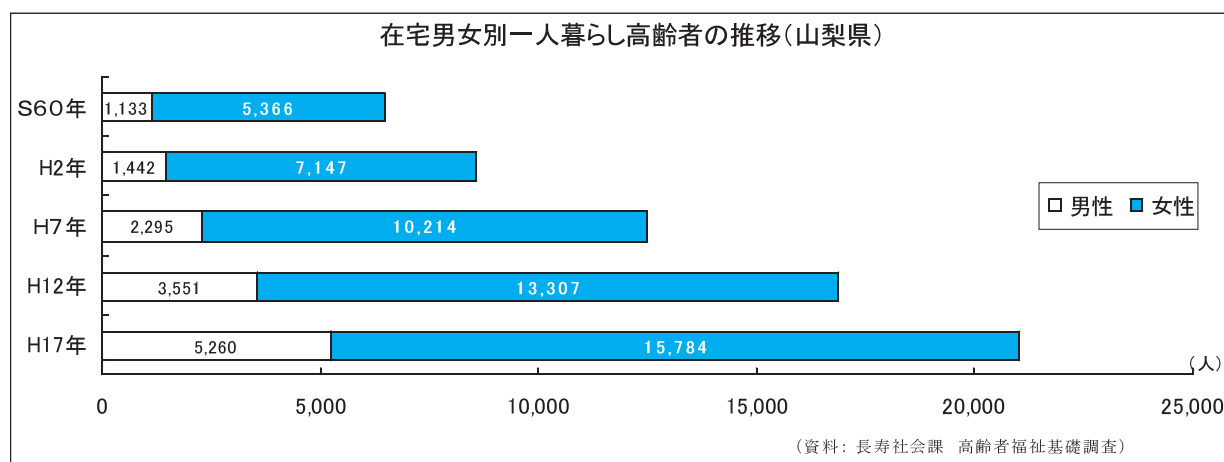
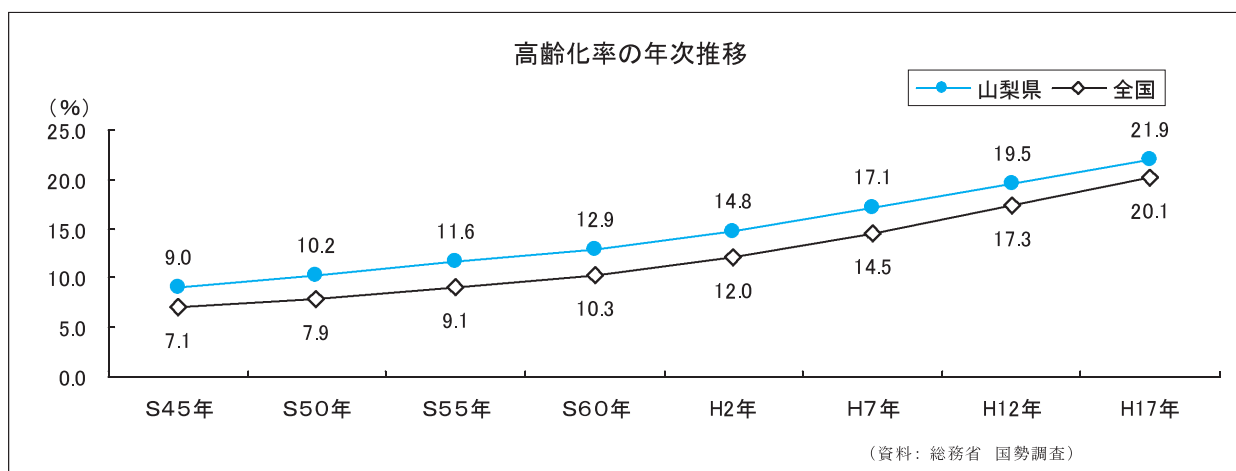
### 現状と課題

本県の65歳以上の高齢者は、平成17年国勢調査によると193,580人で高齢化率は21.9%と全国平均の20.1%(H17国勢調査)を上回るなど、全国より高齢化が早く進んでいます。中でも75歳以上の後期高齢者は総人口の10.9%を占め、このうち62.7%が女性です。

また、介護の負担は現実には女性の側に偏っており、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決していくことにつながることを考慮すると、これからの男女共同参画社会の実現のためには、高齢社会に対応した、とりわけ高齢女性への取組が欠かせないといえます。

県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現が必要であり、高齢であっても障害があっても、地域社会で自立し社会参画できるよう、環境を整備することが大切です。

これらのことから、高齢期の男女や障害のある男女の社会参画を進めるとともに、介護の多くを女性が担っている現状から、介護への男性の参画の促進と、介護保険制度や介護休業制度など介護負担を社会全体で支える体制を充実するとともに、年齢や障害の有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる社会づくりに取り組む必要があります。



## 施策の方向

### (1) 高齢者の社会活動の促進、学習機会の充実

- ①高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、高齢者の自立を支援します。  
(長寿社会課、労政雇用課、職業能力開発課、スポーツ健康課)
- ②男女共同参画の視点から高齢者の社会参加を促進するための学習の機会を充実します。  
(長寿社会課、社会教育課)

### (2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実

- ①介護が必要になっても高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、介護体制の充実を図ります。  
(長寿社会課)
- ②高齢者やその家族等に対する介護予防の普及啓発、相談機能の充実を図ります。  
(長寿社会課)

### (3) 障害者の自立した生活の支援

- ①障害者が地域で暮らし、社会参加を促進できるよう支援します。  
(障害福祉課)
- ②障害者の態様に応じた職業訓練を実施します。  
(職業能力開発課)

### (4) 社会基盤の整備

- 高齢者、障害者が、安全で快適に生活できるよう、公共的施設等におけるバリアフリー化など、人にやさしいまちづくりを推進します。  
(障害福祉課)

## 重点目標4

### 農山村における男女共同参画の確立

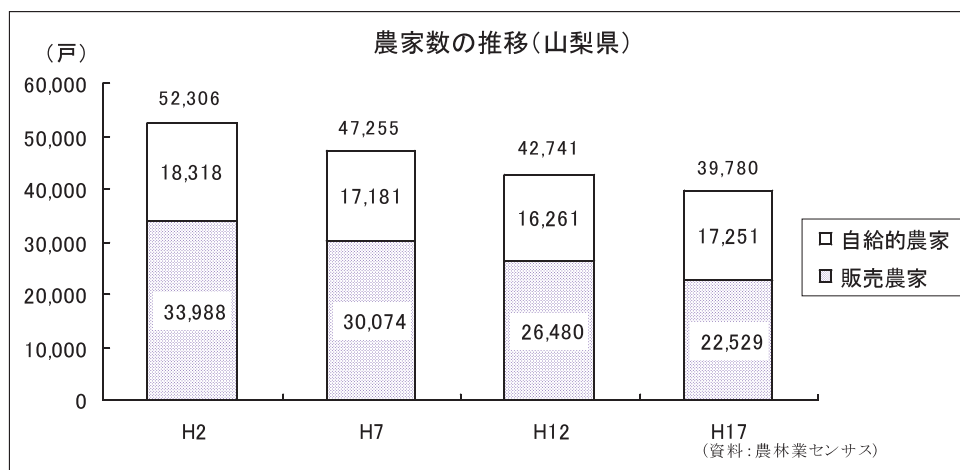
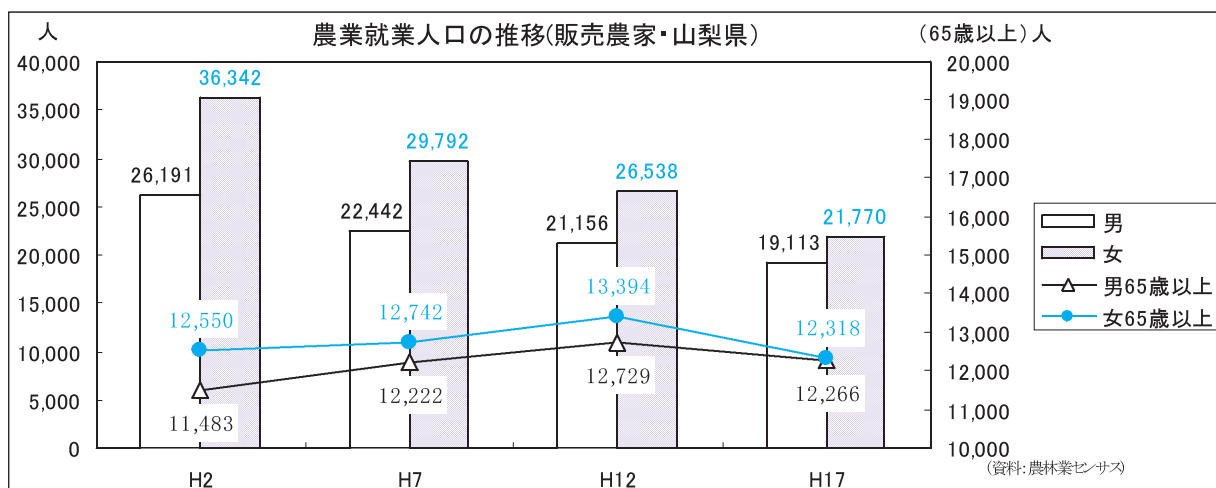
#### 現状と課題

本県の農業就業人口は、農林業センサス（平成17年）によると40,883人で、毎年減少しています。一方65歳以上の高齢者の割合は年々高まり60.1%を占めています。こうした中、農業就業人口に占める女性の割合は53.2%と半数以上を占め、女性は農業生産の担い手として重要な役割を果たしています。

農山村は、地域における活動が活発で伝統行事などの生活文化が継承されている反面、男女が性別による固定的な役割分担を強いられる場面が多くあります。

また、生産と生活が密接につながっていることから、労働時間や休日などが不明確になりがちであり、また、家庭が生産の場であることから、家族の絆が強い反面、個としての自由な選択よりも家族の中の役割が重視されがちです。

このため、女性が、果たしている役割に見合う評価をされ、対等なパートナーとして男性と共に経営及びこれに関連する活動に参画していくことができるよう、男女共同参画に関する情報の提供や啓発を行うとともに、農山村は他地域に比べ高齢化が進んでいることから、高齢者が健康で住みやすく豊かな生活を過ごすことができる環境づくりが大切です。





## 施策の方向

### (1) 女性が住みやすく活動しやすい農山村づくり

- ① 農林業に従事する女性が、生産と生活の両面で過重な負担を負うことなく、農林業や多様な社会活動ができるよう農山村の環境整備を推進します。  
(林業振興課、農村振興課)
- ② 女性の活動分野を拡大する観点から、農山村と都市との交流ネットワークの形成を促進します。  
(農村振興課、耕地課、観光振興課)
- ③ 農産物の加工販売など、農業に従事する女性グループの起業を支援します。  
(農業技術課)

### (2) 農村地域の女性の地位向上に向けた意識改革の促進

- ① 農業経営を担っている女性が、持てる能力を十分発揮し、役割が適正に評価されるよう家族経営協定の締結の推進に努めます。  
(農業技術課)
- ② 農業に従事する女性の、生産技術・経営能力の向上と経営参画や多様な社会活動の促進に努めます。  
(農業技術課)

### (3) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

- 女性農業委員登用に向けた環境づくりを推進します。  
(農政総務課)

### (4) 農山村の高齢者が安心して暮らせる条件の整備

- ① 農山村の男女が高齢期を安心して迎えられる環境づくりを支援します。(農村振興課)
- ② 高齢者が培った技術や経験を活かした実践活動の場づくりを支援します。  
(農業技術課)

---

#### 数値目標

- ◆ 家族経営協定締結数(農業)  
H23年度末 266件 (H17年度末 214件)
  - ◆ 議会推薦による選任女性農業委員数  
H23年度末 28人 (H17年度末 13人)
-

## 重点目標5

### 国際社会を視野に入れた男女共同参画の促進

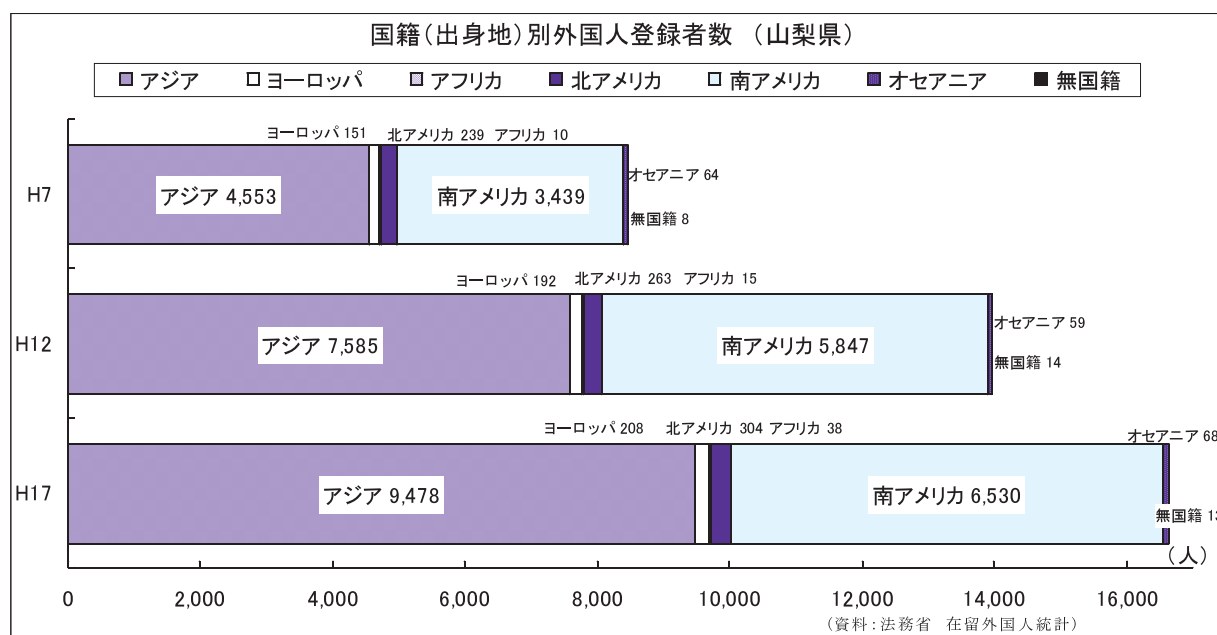
#### 現状と課題

男女共同参画社会の推進に関する取組は、昭和50年(1975年)の国際婦人年世界会議の開催以降、女子差別撤廃条約の採択や平成7年(1995年)の第4回世界女性会議(北京会議)、平成17年(2005年)に開催された「北京+10」(第49回国連婦人の地位委員会)など国際社会における様々な取組と連動して取り組んでおり、山梨県男女共同参画推進条例においても、国際的協調を基本理念の一つに掲げています。

近年は、政治、経済、文化等のあらゆる分野でグローバル化が急速に進展しており、男女共同参画社会の実現に向け、これまで以上に国際社会の取組等を理解し、その成果や経験を十分に活用することが大切です。

本県においても、海外渡航者や外国人登録者数は毎年増加し、身近なところでも国際化が急速に進んでいます。こうした中、国際社会を視野に入れた男女共同参画を促進するためには、県民と外国人との交流活動が活発に行われることが必要です。

このため、男女共同参画に関する国際的な取組等を理解し、国際的な視野に立ったものごとを考え、異なる文化や価値観を認めることができる社会を実現する必要があります。



## 施策の方向

### (1) 国際社会における取組等の情報収集及び提供並びに施策への反映

- ①男女共同参画に関する国際社会における取組の動向、成果等の情報を収集し、県民への提供に努めます。  
(男女共同参画課)
- ②男女共同参画についての国際的な規範・基準等について、施策への反映に努めます。  
(男女共同参画課)

### (2) あらゆるレベルでの国際交流や協力の推進

- ①外国籍県民と地域住民とが共に多様性を認め合い、相互理解を深め、快適な日常生活を送れるよう多文化共生社会の形成に取り組みます。  
(国際課)
- ②青年海外協力隊や国際交流活動等への女性の参画促進に努めます。  
(青少年課、国際課、社会教育課)